

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況

当行は、取引先企業の経営改善支援だけでなく、「お客さまにとって身近で信頼できる相談相手」として、お客さまの事業をよく知り、事業内容や将来性に基づいた融資や経営助言などを中心とする総合取引を推進し、さまざまな課題を抱える中小企業のお客さまの事業に対し、確かな見通しをたてていただく支援を行っています。

【中小企業の経営改善のための取り組み】

当行では、中小企業のお客さまの支援を円滑に行うために、金融円滑化管理態勢を整えています。具体的には、「金融円滑化管理規程」をはじめとする関連規定を定め、信用リスク管理部門と営業部門を「金融円滑化対応本部」とし、「金融円滑化管理責任者」を設置しています。「金融円滑化管理責任者」は、連携して金融円滑化管理態勢の整備・確立を行い、定期的または必要に応じて、金融円滑化にかかる各種施策ならびに取り組み状況を執行役員等に報告することとしています。また、お客さまの経営の改善を支援するため、お客さまのライフステージに応じて外部機関・外部専門家等と適宜連携する体制を構築し、お客さまの問題解決に向けて真摯に対応しています。

【地域の活性化のための取り組み】

当行では地域の活性化のため、以下に取り組んでいます。

①海外進出・日本進出支援

株主であるCTBC Bankや外部専門機関との連携を通じて、国内企業のアジアを中心とする海外進出ならびに海外企業の日本進出を支援しています。

2018年度上期は、

- ・ファッション・ブライダルジュエリー等を扱うお客さまの台湾現地法人の、現地通貨建て(ニュー台湾ドル)資金ニーズに対して、当行が保証してCTBC Bankからの融資実行を支援
- ・台湾の経済団体と連携し、海外展開を検討している経営者などを集めて、「アジアビジネスセミナー」を開催
- ・日本への進出を検討するアジア圏の企業を対象に、情報提供や関係構築の支援を行う「アジア事業開発部」を設置

など行いました。この他、CTBC Bankを所属銀行とする外国銀行代理業務による預金口座開設等の支援(日本にいながらにして台湾CTBC Bankの口座を開設)、トレードファイナンスの活用によるお客さまの国際業務のサポートなどを実施しています。

②地域金融機関との連携

当行は、デリバティブの商品開発・販売において高いスキルを持っており、地域金融機関と業務提携を行い、紹介を受けたお客さまにデリバティブ商品をオーダーメイドで提供しています。

また、LBO・ノンリコースローン・プロジェクトファイナンスなどに関する高度な専門性・ノウハウを地域金融機関などに供与・共有しながらシンジケートローン

を積極的に推進しています。2018年度上期においては、連携をさらに強化すべく、地域金融機関を招いて「LBOセミナー」を開催しました。今後も同様のセミナーを実施していく予定です。

③創業支援

創業ステージのお客さまへのソリューション提供として、2017年度は日本政策金融公庫と業務提携を行い、創業支援セミナーを当行本店内で開催しましたが、2018年度上期は、東京都が運営する創業支援施設(Startup Hub Tokyo)のパートナー企業となり、税理士事務所と連携して、これから起業したい方・起業に興味のある方・起業後の事業計画をつくりたい方などを対象に、創業支援セミナーを開催しました。

④事業承継支援

中堅・中小企業の経営者の高齢化が進む中、後継者の不在や資金的制約から事業承継が円滑に進まない等の課題が指摘されています。解決策の一つである、プライベートエクイティファンドが事業承継先として選ばれるケースにおいて、当行は最適なアドバイスに基づく資金供給やクローリングのサポートまでを行うことで、スムーズな事業承継を支援しています。また、2018年度上期においては、Fintechベンチャー企業と連携して事業承継専門ポータルサイトをリリース、パソコンやスマートフォンなどで自社株式の「相続税評価額」・「事業価値評価額(M&A評価額)」が無料・匿名・10分で分かる「株価算定サービス(ばとんたちbiz)」を開始しました。

⑤多様なソリューションの提供

当行は個人保証や不動産担保に依拠しない商品・スキームを数多くご用意しています。これら手法により、創業間もないお客さまや、成長過程にあって急激な売上増加等により運転資金需要が旺盛なお客さま、不動産担保力のないお客さまに対して、資金繰りの安定等に寄与することが可能と考えています。地方公共団体とも連携し、東京都の「東京都動産・債権担保融資制度」や、千葉県の「動産担保融資制度」の取扱金融機関となり、債権や動産を担保とした融資をご利用いただけるよう体制を整えています。

【2018年度上期の取り組みに係る計数】

■ 当行から経営再生・改善に向けた活動を行うことにより、経営再生・改善が図れる可能性がある経営改善支援先に対する取り組み状況

期初選定先数	期中卒業先数	上期末支援先数
14先	-	14先

■ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく、経営者保証に依存しない融資の促進状況*

新規に無保証で融資した件数 (a)	新規融資件数 (b)	経営者保証に依存しない融資の割合 (a)/(b)
322件	424件	76%

* 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に定める定義に基づく)に対する件数